



東大阪人文推第 1667 号

令和 6 年 2 月 13 日

東大阪市文化芸術審議会

会長 中川 幾郎 様

東大阪市長 野田 義和



東大阪市の文化政策について（諮問）

東大阪市の文化政策について、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

- 東大阪市第 3 次文化政策ビジョンの推進にあたって
- 東大阪市第 3 次文化政策ビジョンの中間見直しについて

2 諮問趣旨

本市では、「文化のまち、東大阪市」を推進するため、東大阪市文化芸術振興条例及び令和 3 年 3 月に策定した第 3 次文化政策ビジョンに基づき文化政策を進めているところです。

令和元年 9 月に本市の文化芸術の創造及び発信の拠点である文化創造館が開館し、市民が文化芸術に触れる、参加する、交流する機会を提供する場として、多くの方に利用いただき、「文化のまち、東大阪市」の発展に大きく寄与しているところです。

しかしながら、ビジョン策定から約 3 年が経過した今も、特に施策の柱 10「文化芸術を支える人材の育成」については、市民と芸術家をつなぐコーディネート機能や本市の文化芸術を支える人材の確保・育成のための制度構築など具体的な取組には至っておらず、今後の本市の文化芸術における大きな課題であると認識しております。

また、市として重視している柱 4「子どもが文化芸術に触れる機会の創出」、柱 5「誰もが文化芸術に親しむ環境づくり」に基づき、これまで様々な取組みを行ってまいりましたが、今後はより一層「こどもファースト」のまちづくりを推進していく必要があることから、より効果的な施策が求められております。

以上の状況を踏まえ、第 3 次文化政策ビジョンの推進における課題解決に向けた方策及び本ビジョンの中間見直しの必要性についてお諮りいたします。